

国立教育政策研究所と大学共同利用機関法人情報・システム研究機構との間で教育データサイエンスの推進に係る連携協力に関する協定書を締結

令和8年4月27日（月）、国立教育政策研究所と大学共同利用機関法人情報・システム研究機構は、教育分野におけるデータサイエンスの推進に資する連携協力を行うことを目的とした協定を締結しました。

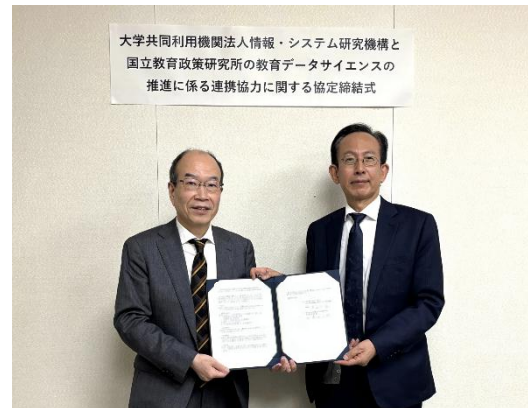
令和8年4月27日（月）、国立教育政策研究所（所長：森田正信）と大学共同利用機関法人情報・システム研究機構（機構長：喜連川優）は、教育分野におけるデータサイエンスの推進に資する連携協力を行うことを目的とした協定（別添）を締結しました。

令和3年12月に情報・システム研究機構の喜連川機構長（当時国立情報学研究所長）が当研究所の上席フェローに就任されて以来、当研究所と情報・システム研究機構は、セミナーの実施、教育データや取組を共有するための基盤整備や研究活動等に資する情報交換等を行ってきました。

今後、それぞれが有する強みを生かして、学校風土の改善や生成AIの教育利用可能性等に関する研究協力の推進、研究者等の交流・情報交換、教育データや取組を共有するための基盤整備、教育データサイエンスの普及等において、連携協力して取り組んでいきます。



国立教育政策研究所と情報システム・研究機構の関係者



国立教育政策研究所 森田所長(左)と
情報・システム研究機構 喜連川機構長(右)

（お問合せ先）

国立教育政策研究所教育データサイエンスセンター
センター長 増子 則義（内線6933）
CBT推進課長 岩間 裕美（内線6851）
電話：03-6733-6896（CBT推進課直通）

(写)

大学共同利用機関法人情報・システム研究機構と国立教育政策研究所との間における教育データサイエンスの推進に係る連携協力に関する協定書

大学共同利用機関法人情報・システム研究機構（以下「甲」という。）と国立教育政策研究所（以下「乙」という。）は、教育分野におけるデータサイエンス（以下「教育データサイエンス」という。）の推進のため、次のとおり連携協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、データ駆動型の教育の実現に向け、教育データサイエンスの推進に資する連携協力を行うことを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項について連携協力を図るものとする。

- 一 共同研究等による研究協力の推進
- 二 研究者等の交流、情報交換
- 三 教育データや取組を共有するための基盤整備
- 四 教育データサイエンスの普及
- 五 その他本協定の目的を達成するために必要な事項

（個別契約等）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携協力の実施に必要な事項について、別途の契約等を締結することができる。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から2027年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙から書面による別段の意思表示がないときは、本協定は自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（その他）

第5条 本協定に関して疑義が生じた場合、又は本協定に定めのない事項について、これを定める必要が生じた場合は、甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙において記名捺印のうえ、それぞれ1通を保有する。

2026年4月27日

甲 東京都立川市緑町10番3号
大学共同利用機関法人情報・システム研究機構

機構長 喜連川 優

乙 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号
国立教育政策研究所

所長 森田 正信